# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【発行登録追補書類番号】 | 28－関東97－４ |
| 【提出書類】 | 発行登録追補書類 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年５月24日 |
| 【会社名】 | 東急不動産ホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokyu Fudosan Holdings Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　大隈　郁仁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番２号 |
| 【電話番号】 | ０３（５４１４）１１４３ |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　　兼松　将興 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山二丁目６番21号（本社） |
| 【電話番号】 | ０３（５４１４）１１４３ |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　　兼松　将興 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【今回の募集金額】 | 第11回無担保社債（５年債）　10,000百万円<br>第12回無担保社債（15年債）　10,000百万円<br>計　20,000百万円 |

【発行登録書の内容】

| | |
|---|---|
| 提出日 | 平成28年７月１日 |
| 効力発生日 | 平成28年７月10日 |
| 有効期限 | 平成30年７月９日 |
| 発行登録番号 | 28－関東97 |
| 発行予定額又は発行残高の上限（円） | 発行予定額　100,000百万円 |

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額（円） | 減額による訂正年月日 | 減額金額（円） |
|---|---|---|---|---|
| 28－関東97－１ | 平成28年９月９日 | 10,000百万円 | － | － |
| 28－関東97－２ | 平成28年12月９日 | 10,000百万円 | － | － |
| 28－関東97－３ | 平成29年２月21日 | 20,000百万円 | － | － |
| 実績合計額（円） | | 40,000百万円<br>(40,000百万円) | 減額総額（円） | なし |

（注）　実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（　）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　60,000百万円
(60,000百万円)

（注）　残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（　）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　－円

| | |
|---|---|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

### １【新規発行社債（短期社債を除く。）（５年債）】

| | |
|---|---|
| 銘柄 | 東急不動産ホールディングス株式会社第11回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| 記名・無記名の別 | － |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金10,000,000,000円 |
| 各社債の金額（円） | 金１億円 |
| 発行価額の総額（円） | 金10,000,000,000円 |
| 発行価格（円） | 額面100円につき金100円 |
| 利率（％） | 年0.160％ |
| 利払日 | 毎年５月31日及び11月30日 |
| 利息支払の方法 | １．利息支払の方法及び期限<br>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年11月30日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月31日及び11月30日の２回に各々その日までの前半か年分を支払う。<br>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。<br>(4) 償還期日後は、利息をつけない。<br>２．利息の支払場所<br>別記（注）10. 記載のとおり。 |
| 償還期限 | 平成34年５月31日 |
| 償還の方法 | １．償還金額<br>額面100円につき金100円<br>２．償還の方法及び期限<br>(1) 本社債の元金は、平成34年５月31日にその総額を償還する。<br>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。<br>３．償還元金の支払場所<br>別記（注）10. 記載のとおり。 |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。<br>申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成29年５月24日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 平成29年５月31日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 |
| 担保 | 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |

| | |
|---|---|
| 財務上の特約（担保提供制限） | １．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に国内で発行した、若しくは今後国内で発行する他の無担保社債（ただし、当社が平成26年３月20日付吸収分割により東急不動産株式会社から承継した無担保社債及び本社債と同時に発行する第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保を提供する場合（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。<br>２．当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとする。 |
| 財務上の特約（その他の条項） | 本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に、期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。 |

（注）１．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」という。）からＡ－（シングルＡマイナス）の信用格付を平成29年５月24日付で取得している。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してＪＣＲが公表する情報へのリンク先は、ＪＣＲのホームページ（http://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（http://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ＪＣＲ：電話番号　03－3544－7013

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

(1) 本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い、本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

３．社債管理者

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

４．財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、平成29年５月24日付東急不動産ホールディングス株式会社第11回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本社債に係わる事務の取扱を委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 財務代理人を変更する場合には本（注）６．に定める方法により社債権者に公告する。

(4) 別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

５．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）６．に定める方法によりその旨公告を行う。

(1) 当社が、別記「償還の方法」欄第２項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第１項の規定に違背し、７日以内にその履行をしないとき。

(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第１項の規定に違背したとき。
(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。
(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く）の決議を行ったとき。
(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

６．社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いて、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

７．社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）４．を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

８．社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）６．に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第３項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

９．社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

## ２【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

（１）【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額（百万円） | 引受けの条件 |
|---|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号 | 5,000 | １　引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。<br>２　本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 5,000 | |
| 計 | － | 10,000 | － |

（２）【社債管理の委託】
該当事項なし

## ３【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

| | |
|---|---|
| 銘柄 | 東急不動産ホールディングス株式会社第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| 記名・無記名の別 | － |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金10,000,000,000円 |
| 各社債の金額（円） | 金１億円 |
| 発行価額の総額（円） | 金10,000,000,000円 |
| 発行価格（円） | 額面100円につき金100円 |
| 利率（％） | 年0.790％ |
| 利払日 | 毎年５月31日及び11月30日 |
| 利息支払の方法 | １．利息支払の方法及び期限<br>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年11月30日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月31日及び11月30日の２回に各々その日までの前半か年分を支払う。<br>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。<br>(4) 償還期日後は、利息をつけない。<br>２．利息の支払場所<br>別記（注）10. 記載のとおり。 |
| 償還期限 | 平成44年５月31日 |
| 償還の方法 | １．償還金額<br>額面100円につき金100円<br>２．償還の方法及び期限<br>(1) 本社債の元金は、平成44年５月31日にその総額を償還する。<br>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。<br>３．償還元金の支払場所<br>別記（注）10. 記載のとおり。 |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。<br>申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成29年５月24日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 平成29年５月31日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 |
| 担保 | 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |

| | |
|---|---|
| 財務上の特約（担保提供制限） | １．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に国内で発行した、若しくは今後国内で発行する他の無担保社債（ただし、当社が平成26年３月20日付吸収分割により東急不動産株式会社から承継した無担保社債及び本社債と同時に発行する第11回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保を提供する場合（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。<br>２．当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとする。 |
| 財務上の特約（その他の条項） | 本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に、期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。 |

（注）１．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」という。）からＡ－（シングルＡマイナス）の信用格付を平成29年５月24日付で取得している。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してＪＣＲが公表する情報へのリンク先は、ＪＣＲのホームページ（http://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（http://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ＪＣＲ：電話番号　03－3544－7013

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

(1) 本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い、本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

３．社債管理者

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

４．財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、平成29年５月24日付東急不動産ホールディングス株式会社第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本社債に係わる事務の取扱を委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 財務代理人を変更する場合には本（注）６．に定める方法により社債権者に公告する。

(4) 別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

５．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）６．に定める方法によりその旨公告を行う。

(1) 当社が、別記「償還の方法」欄第２項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第１項の規定に違背し、７日以内にその履行をしないとき。

(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第１項の規定に違背したとき。
(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。
(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く）の決議を行ったとき。
(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

６．社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いて、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

７．社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）４．を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

８．社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）６．に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第３項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

９．社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

## ４【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】

（１）【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額（百万円） | 引受けの条件 |
|---|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号 | 4,000 | １　引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。<br>２　本社債の引受手数料は額面100円につき金50銭とする。 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目５番２号 | 3,000 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 3,000 | |
| 計 | － | 10,000 | － |

（２）【社債管理の委託】
該当事項なし

**５【新規発行による手取金の使途】**

**（１）【新規発行による手取金の額】**

| 払込金額の総額（百万円） | 発行諸費用の概算額（百万円） | 差引手取概算額（百万円） |
|---|---|---|
| 20,000 | 106 | 19,894 |

**（注）　上記金額は、第11回無担保社債及び第12回無担保社債の合計金額であります。**

**（２）【手取金の使途】**

**上記差引手取概算額19,894百万円のうち、10,000百万円を社債償還資金（平成29年７月27日償還予定の東急不動産株式会社第18回無担保社債10,000百万円）に、残額を平成29年８月末までに返済期日が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。**

## 第２【売出要項】

**該当事項なし**

## 第３【第三者割当の場合の特記事項】

**該当事項なし**

## 第４【その他の記載事項】

**該当事項なし**

# 第二部【公開買付けに関する情報】

## 第１【公開買付けの概要】

**該当事項なし**

## 第２【統合財務情報】

**該当事項なし**

## 第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

**該当事項なし**

# 第三部【参照情報】

## 第１【参照書類】

**会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。**

**１【有価証券報告書及びその添付書類】**

**事業年度　第３期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）平成28年６月28日関東財務局長に提出**

**２【四半期報告書又は半期報告書】**

**事業年度　第４期第１四半期（自　平成28年４月１日　至　平成28年６月30日）平成28年８月10日関東財務局長に提出**

**３【四半期報告書又は半期報告書】**

**事業年度　第４期第２四半期（自　平成28年７月１日　至　平成28年９月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出**

**４【四半期報告書又は半期報告書】**

**事業年度　第４期第３四半期（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）平成29年２月９日関東財務局長に提出**

**５【臨時報告書】**

**１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年５月24日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成28年７月１日に関東財務局長に提出**

**６【臨時報告書】**

**１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年５月24日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年３月29日に関東財務局長に提出**

## 第２【参照書類の補完情報】

**上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年５月24日）までの間に生じた変更その他事由はありません。また、参照書類としての有価証券報告書に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更は以下のとおりです。**

**当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、以下に記載の事項を除いて、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。**

**「対処すべき課題」**

**(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題**

**当社グループは、持株会社体制への移行（平成25年10月）を踏まえ、平成26年11月にグループ中長期経営計画「『Value Frontier 2020』～価値を創造し続ける企業グループへ～」（平成26年度～平成32年度）を策定、東京オリンピック開催や東急グループの総力を挙げた再開発事業の推進により渋谷駅周辺が大きな変貌を遂げる2020年度（平成32年度）までを期間とし、「関与アセット拡大」と「新たな需要創出」により「価値を創造し続ける企業グループ」を目指してまいりました。**

**平成29年５月に中長期経営計画の後半４ヵ年（平成29年度～平成32年度）の中期経営計画「Value Frontier 2020 STAGE2　中期経営計画2017－2020」（以下、「本計画」といいます。）を策定いたしました。**

**本計画では、中長期経営計画で定めた２つの基本方針である「関与アセット拡大」および「新たな需要創出」を継続し、事業環境の変化に対応した以下３つの成長戦略を推進、さらに「事業間シナジーの取り組み強化」とともに「グループ経営資源最適化およびＥＳＧマネジメント」に注力することで、収益水準の持続的成長を図り、ハコやモノの枠を超えてライフスタイルを創造・提案する企業グループを目指します。**

**成長戦略①　ライフスタイル提案型の街づくり**
**成長戦略②　循環型再投資事業の領域拡大**
**成長戦略③　ストックの活用強化**

## 第３【参照書類を縦覧に供している場所】

**東急不動産ホールディングス株式会社　本社**
**（東京都港区南青山二丁目６番21号）**
**※　登記上の本店所在地は東京都渋谷区道玄坂一丁目21番２号でありますが、実際の業務は上記の場所で行っております。**
**株式会社東京証券取引所**
**（東京都中央区日本橋兜町２番１号）**

## 第四部【保証会社等の情報】

**該当事項なし**